

平成29年6月20日

愛媛県議会議長 毛利修三 殿

請願「伊方原発の敷地内中間貯蔵施設（乾式貯蔵施設）の各種評価を慎重審議するよう求める」

原発さよなら四国ネットワーク

小倉正 印

松山市#####

紹介議員

渡部 伸二 田中 克彦 (サイン)

【請願の要旨】

「脱原発をめざす首長会議」は昨年11月に札幌で原発のゴミの最終処分に関する緊急声明を出し「原発をやめる方針を打ち出し、廃棄物の総量を確定させなければ、処分場建設に向けた合意形成の出発点に立てない」と提唱しました。

北海道には高レベル放射性廃棄物の持ち込みを拒否する条例があります。岡山県でも条例制定運動が90年代にあり、2005年以降は同県内すべての自治体首長から「高レベル拒否」の回答を得ています。このように原発のゴミを処分する最終処分場はいまだに候補地が得られておらず(脱原発を法制化するように政策が変われば別でしょう)、近い内に変化は起こりそうにありません。

一方、再処理工場を中心とする核燃料サイクルは高速増殖炉の実用化へつなげるという目標を見失っているため、来年予定の日米原子力協定改定では、行き場のないプルトニウム生産そのものが核不拡散上危険視されており、協定の存続（原発そのものの存続）のためにも再処理を断念させられる可能性が高いものです。その場合には、これまで政権が頑強に否定してきた、使用済み燃料の「直接処分」へと大きく方針転換を図ることになるでしょう。

もっとも、直接処分の場合にも、最終処分地を決めることがすんなり進むわけではありません。埋める対象が変わることで現在のNUMO(原子力発電環境整備機構)による設計概念は一から議論しなおすことになるでしょう。そして再処理政策が破綻すれば、六ヶ所村再処理工場のプールに長年保管されている（再処理前の）使用済み核燃料は各電力会社が（各原発現地で）引き取るよう、青森県から求められる事態も起こりえます。

以上のことから、現在四国電力が検討中とされる伊方原発の敷地内の「中間貯蔵施設」は、一旦作られると、暫定的な保管場所とされる最初の目論見は潰え、存在するという事実によって、50年～500年間にも及ぶ「暫定保管」（日本学術会議が提唱する管理方式）の施設として用いられることになる可能性があると言えます。

つまり、もし原発のゴミの問題についても「深層防護」の概念を適用するとすれば、上記の地下の最終処分場が深層防護の最後の層なのではなく、この（暫定的とされる）敷地内の乾式貯蔵施設こそが最後の層（深層防護とは軍事用語ですが、つまり前の層までの多重に敷いたあらゆる防衛線が突破されたときに頼るべき最後の砦）であると考えべきであり、このような重大な施設の安全性、土地の適合可能性、テロ対策上の耐性など、あらゆる観点から数百年以上の期間耐えられる施設であるかどうかを慎重に慎重を重ねて愛媛県は確認すべきであり、なし崩し的な四電の建設を許すべきではありません。

【請願事項】

愛媛県に、伊方原発の敷地内中間貯蔵施設（乾式貯蔵施設）の評価を行わせる審議会を設置して、使用済み核燃料を超長期に保管した時の施設の安全性を確保するようさせてください。